

北海道告示第 10077 号

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

令和6年1月 26 日

北海道知事 鈴木 直道

1 資格及び調達をする役務等の種類

令和5年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達する役務等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契約

令和6年1月 26 日に一般競争入札の公告を行う北海道立北見高等技術専門学院庁舎環境衛生管理業務委託契約

(2) 資格

北海道立北見高等技術専門学院庁舎環境衛生管理業務に関する資格(以下「資格」という。)

(3) 役務等の種類

北海道立北見高等技術専門学院における環境衛生管理業務

ア 建築物環境衛生管理技術者の選任

イ 次に掲げる測定等

(ア) 空気環境測定

(イ) 遊離残留塩素測定

(ウ) 飲料水の水質検査

(エ) 受水槽清掃

(オ) 排水設備清掃

(カ) ねずみ等の防除

(キ) 簡易専用水道検査

2 資格要件

資格の要件は、次のいずれにも該当すること。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の4第1項各号に掲げる者(未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。)でないこと。

(2) 地方自治法施行令第 167 条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(4) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(5) 暴力団関係事業者等でないこと。

(6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア 道税(個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)

イ 本店が所在する都府県の事業税(道税の納税義務がある場合を除く。)

ウ 消費税及び地方消費税

(7) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。(当該届出の義務がない場合を除く。)

ア 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 48 条の規定による届出

イ 厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 27 条の規定による届出

ウ 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第7条の規定による届出

(8) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和 45 年法律第 20 号。以下「法」という。)について、下記の要件を満たすこと。

ア 法第 12 条の2第1項第2号及び第8号で規定する建築物空気環境測定業又は建築物環境衛生総合管理業の北海道知事の登録を受けていること。

イ 法第 12 条の2第1項第4号で規定する建築物水質検査業の知事の登録を受けていること。もしくは、資格審査の申請をする日の直前の2営業年度分(当該2営業年度が 24 月に満たない場合は、24 月分。以下同じ。)の決算において、1に定める契約のうち以下に掲げる種類及び規模と同等の契約(以下「水質検査契約」という。)を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

種類: 法 12 条の2第1項第4号で規定する建築物水質検査業務

規模: 延べ面積が 3,000 ㎡以上の建築物に係る業務

ただし、道から競争入札への参加の排除又は指名停止の決定通知を受けた者のうち、直前2営業年度分の期間と参加の排除又は指名停止の期間が重複する者については、当該参加の排除又は指名停止の期間が経過後に水質検査契約を締結し、かつ、誠実に履行した者に限る。

ウ 法第 12 条の2第1項第5号で規定する建築物貯水槽清掃業の知事の登録を受けていること。

エ 法第 12 条の2第1項第6号で規定する建築物排水管清掃業の知事の登録を受けていること。もしくは、資格審査の申請をする日の直前の2営業年度分の決算において、1に定める契約のうち以下に掲げる種類及び規模と同等の契約(以下「排水管清掃契約」という。)を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

種類: 法 12 条の2第1項第6号で規定する建築物排水管清掃業務

規模: 延べ面積が 3,000 ㎡以上の建築物に係る業務

ただし、道から競争入札への参加の排除又は指名停止の決定通知を受けた者のうち、直前2営業年度分の期間と参加の排除又は指名停止の期間が重複する者については、当該参加の排除又は指名停止の期間が経過後に排水管清掃契約を締結し、かつ、誠実に履行した者に限る。

オ 法第 12 条の2第1項第7号で規定する建築物ねずみ昆虫等防除業の知事の登録を受けていること。

(9) 法第6条第1項に基づき建築物環境衛生管理技術者を選任できること。

(10) 北海道内に本店、支店又は営業所を有すること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)、中小企業団体の組織に関する法律(昭和 32 年法律第 185 号)又は商店街振興組合法(昭和 37 年法律第 141 号)の規定に基づき設立された組合又はその連合会(以下「中小企業組合等」という。)で、かつ、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、2の(8)のイ及びエに掲げる資格要件にあつては、当該組合と組合員(組合が指定する組合員)に係る契約実績等を加えた合計値とすることができる。

4 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申請の時期

資格審査の申請は、令和6年1月 26 日(木)から2月 8 日(木)(日曜日、土曜日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで(郵送による場合も2月 8 日(木)必着)

(2) 申請書類の入手方法

資格に関する事務を担当する組織で交付する。

なお、北海道経済部労働政策局産業人材課のホームページ(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/ippan-nyuusatu.htm>)においてダウンロードすることができる。

(3) 申請の方法

資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。電子データによる提出も可。電子メールで提出する場合は、着信を確認すること。

ア 提出先の名称 北海道経済部労働政策局産業人材課学院管理係

イ 提出先の所在地 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎 9 階

ウ 提出先の e-mail keizai.jinzai1@pref.hokkaido.lg.jp

5 資格審査の再申請

(1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

- ア 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併又は譲渡により承継した者
- イ 中小企業等組合等(企業組合及び協業組合を除く。)である資格を有する者でその構成員(資格を有する者であるものに限る。)を変更したもの
- ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、4の(3)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

- (1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。
- (2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

8 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道経済部労働政策局産業人材課学院管理係
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎 9 階
- (3) 電話番号 011-204-5642